平成２６年（フ）第６８６号
兵庫県尼崎市常松２丁目15番22号ウェステリアコート武庫之荘205、前住所兵庫県尼崎市西昆陽３丁目10番８－203号
債務者　間瀬場電機製作所こと　間瀬場定範
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６９９号
兵庫県芦屋市山芦屋町18番８－105号、前住所大阪市東淀川区下新庄３丁目11番15－C308号
債務者　畑　　亜樹（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目27番20号
債務者　島川　政登
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５１号
愛媛県松山市祇園町３番４号
債務者　加藤和津美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６０号
愛媛県松山市馬木町2280番地　レオパレスサンタローザ206号
債務者　羽倉　　亮
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６２号
愛媛県松山市祝谷３丁目１－７、住民票上の住所愛媛県松山市北土居４丁目16番５号
債務者　小掠　朋彦
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
愛媛県松山市下伊台町1796番地１
債務者　水代さゆり
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２号
福岡県直方市大字感田3472番地　キャンファマンションⅠ　D－１号、前住所福岡県直方市大字感田1824番地　フローラルハイムⅢ－106号
債務者　橋本　晴子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１６８号
茨城県取手市戸頭７丁目７番13―104号、前住所茨城県常総市内守谷町きぬの里３丁目33番地７
債務者　西田　令明
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目１番地２　10棟１－４
債務者　内山　政孝
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
茨城県牛久市小坂町1930番地８
債務者　福田　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
茨城県牛久市柏田町3253番地35　210
債務者　高林サザオこと　ＴＡＫＡＢＡＩＡＣＨＩ　ＳＡＺＡＯ
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
茨城県牛久市南３丁目31番地27
債務者　迎　　政貴
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６９５号
兵庫県尼崎市元浜町５丁目71番地
債務者　中西　隆一
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６１号
徳島市北田宮３丁目５番35号　第２鈴江マンション22号、旧住所徳島市北田宮３丁目４番15―401号
債務者　辻内久美子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５８号
佐賀県鹿島市大字高津原4399番地１　ネオステージⅠ103号、前住所佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙1743番地１
債務者　小野　恭平
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
　佐賀地方裁判所武雄支部